



福岡医発第955号(地)
平成21年8月18日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公印省略)

平成21年台風第9号による被災者に係る被保険者証等の提示等について
及び平成21年台風第9号による被災者の公費負担医療の取扱いについて

平成21年台風第9号による被災に伴い、厚生労働省保険局医療課から関係機関宛てに、被災者に係る被保険者証等の提示等に関する取扱いが示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

平成21年台風第9号による被災に伴い、被災者が被保険者証、健康手帳等を紛失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等が考えられます。この場合、被用者保険の被保険者等にあつては、①氏名、②生年月日、③事業所名を、国民健康保険及び長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者にあつては、①氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行うことが可能としたところであります。

また、被災した公費負担医療対象者が関連書類等を消失、あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるための必要な手続きを行えない等の事態が生じることが想定されます。その対応として、被災者保護および医療の確保を期す観点から、各制度について、当面別紙のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより、診療を受けられる取扱いとするともに、緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関においても受診できる取扱いとなっておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

平成 21 年 8 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳



平成 21 年台風第 9 号による被災者に係る被保険者証等の提示等について
及び平成 21 年台風第 9 号による被災者の公費負担医療の取扱いについて

平成 21 年台風第 9 号による被災に伴い、被災者に係る被保険者証等の提示等に関する取扱いが厚生労働省保険局医療課から近畿厚生局医療指導課等及び中国四国厚生局医療指導課等宛に示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

平成 21 年台風第 9 号による被災に伴い、被災者が被保険者証、健康手帳等を紛失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等が考えられます。この場合、被用者保険の被保険者等にあつては、①氏名、②生年月日、③事業所名を、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者にあつては、①氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行うことが可能でありますので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。（添付資料 1）

また、被災した公費負担医療対象者が関連書類等を消失、あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるための必要な手続きを行えない等の事態が生じることが想定されます。その対応として、被災者保護及び医療の確保を期す観点から、各制度について、当面別紙のとおり、被災者健康手帳や患者票等がなくても、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより、診療を受けられる取扱いとするとともに、緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関においても受診できる取扱いとされましたので、併せてご連絡申し上げます。（添付資料 2）

現在、近畿厚生局及び中国四国厚生局においては、管下の保険医療機関等の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等について、医師会等の関係者から情報収集し、厚生労働省当局に報告する運びとなっております。

つきましては、近畿厚生局及び中国四国厚生局から貴職宛情報提供の依頼がありました場合には、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 平成 21 年台風第 9 号による被災者に係る被保険者証等の提示等について

（平 21.8.12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

2. 平成 21 年台風第 9 号による被災者の公費負担医療の取扱いについて

（平 21.8.12 事務連絡 厚生労働省健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課

雇用均等・児童家庭局母子保健課

社会・援護局保護課・援護企画課

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）



事務連絡
平成 21 年 8 月 12 日

近畿厚生局医療指導課 兵庫県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 後期高齢者医療主管課（部） 中国四国厚生局医療指導課 岡山県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

平成 21 年台風第 9 号による被災者に係る被保険者証等の提示等について

平成 21 年台風第 9 号による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、近畿厚生局及び中国四国厚生局におかれては、兵庫県内及び岡山県内の保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成 16 年新潟県中越地震の際の対策（別紙参照）の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、兵庫県、岡山県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係 TEL:03-5253-1111（内線 3172） FAX:03-3508-2746

〈別紙〉

事務連絡
平成16年11月 4日

地方社会保険事務局 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部） 殿

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

なお、この取扱いについては、関係局とも協議済みであることを申し添える。

また、被災のため、被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由により、医療機関に提示できない場合、受診できる取扱いとしていることについては、別紙のとおり該当県には連絡しているところであるが、被災者が該当県以外で受診する場合においても同様の取扱いであるので、御承知の上関係機関等に周知願いたい。

記

1 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2 保険調剤の取扱い

(1) 住家の全半壊等により、服薬中の薬剤を滅失した被災者が、処方せんを持参せ

ずに調剤を求めてきた場合については、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

- ① 交通遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。単に当該患者の主治医が診療していないというだけでは認められないこと。
 - ② 電話、処方せん以外のメモなどで医師がらの処方内容が確認できること。
また、医療機関と連絡がとれない場合であって、処方内容が安定した慢性疾患であることが稟歴などによって明らかな場合についても認めるが、その場合にあっては、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。
 - ③ 必要最小限の調剤であること。
- (2) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せんを受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。
- ① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない処方せん
被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。
この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。
なお、老人医療受給対象者については、さらに被用者保険、国民健康保険のいずれの加入者であるか確認し、被用者保険の加入者にあつては、可能な場合には事業所名についても確認し、調剤録に記載しておくこと。
 - ② 保険医療機関の記載がない処方せん
処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。
なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センター、その他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。
- (3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である県市町に請求するものであること。
ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付され、かつ調剤されたものであること。

3 訪問看護の取扱い

- (1) 老人訪問看護基本療養費及び訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）については、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」の施行について（平成14年3月8日保発第0308002号）において、老人訪問看護指示書及び訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に記載された有効期間内（6か月を限度とする）に行った指定老人訪問看護及び指定訪

問看護（以下「訪問看護」という。）について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、基本療養費の算定ができるものとする。

- ① 平成16年10月23日以前に主治医の指示書の交付を受けている利用者であること。
 - ② 医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、平成16年10月24日以降指示書の交付を受けることが困難なこと。
 - ③ 老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の看護師等が利用者の状態からみて訪問看護が必要と判断し訪問看護を実施したこと。
- (2) 老人訪問看護管理療養費及び訪問看護管理療養費（以下「管理療養費」という。）については、平成14年3月8日保発第0308002号通知において、利用者に係る老人訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書又は訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書（以下「計画書等」という。）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができるものとしたこと。
- (3) 前記(1)及び(2)の取扱いは、平成16年11月末までの訪問看護としたこと。
- (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておくこと。

事 務 連 絡

平成21年8月12日

各都道府県民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

平成21年台風第9号による被災者の公費負担医療の取扱いについて

平成21年台風第9号による被災に伴い、公費負担医療の取扱いについて、別添のとおり兵庫県、岡山県に連絡したところであるのでご承知願いたい。

また、この取扱いは、被災者が上記2県以外で受診する場合においても同様であるので、ご承知の上、関係者へ周知方願いたい。

事務連絡
平成21年8月12日

兵庫県
民生・衛生主管部（局）御中
岡山県

厚生労働省健康局

総務課
疾病対策課
結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

平成21年台風第9号による被災者の
公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、平成21年台風第9号による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

平成21年台風第9号による被災状況等にかんがみ、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、当面別紙のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①別紙の各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとしたいと思います。

なお、（社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行ったことを申し添えます。

また、被保険者証等を保険医療機関に提示できない場合の取扱いについては、保険医療担当部局より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されていることを併せて申し添えます。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、この事業における自己負担の限度額の取扱いに当たっては、災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況を勘案するとされていることから、その趣旨にかんがみ、実情に即した弾力的な対応をして差し支えないものとする。

(4) 肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 児童福祉法

① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

② 小児慢性特定疾患治療研究事業の受診券の提出ができない場合においても、医療機関において、受診券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(6) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(7) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(8) 戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

本人確認証の提出ができない場合においても、医療機関において、被支援者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び支援給付の実施機関名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(10) 障害者自立支援法

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。